

2006 6-10
Vol.231

発行所 習志野商工会議所
発行人 鈴木喜代秋
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL: 047 (452) 6700
FAX: 047 (452) 6744

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目次

- 1面 放置駐車違反取締り民間委託制度①、議員・会員交流会、全戸配布広告募集、クールビズ
- 2面 放置駐車違反取締り民間委託制度②、冊子差し上げます、住宅修繕斡旋制度、会議所ヘッドライン
- 3面 習志野きらっと2006、JR津田沼駅広告板利用者募集、日本版401k、会員事業所お得情報
- 4面 支援室コーナー
- 5面 会議事業予定、時代の風を読む、インフォメーション、DM発送代行サービス、
- 6面 あの店この工場、会員プレゼント

マルケイ融資をご利用下さい「年利2.20%で1千万まで（6月5日現在）。無担保・無保証人」

6月1日 施行

放置駐車違反取締り民間委託制度 制度説明会を開催

習志野商工会議所から4つの要望を提出

道路交通法の改正にともない、6月1日から「放置駐車取締り民間委託制度」が導入され、習志野警察署管内ではJR津田沼駅をはじめ、京成津田沼駅、JR新習志野駅、京成大久保駅、京成実籾駅の各駅周辺で適用されます。それをうけ、5月12日に習志野商工会議所及び習志野市商店会連合会の主催により、6月1日から導入された道路交通法の放置駐車違反の取締りに関する説明会を開催しました。当日は、配送・運送点検サービス関係等の事業所や商店街の方々を中心に50名を超える出席があり、この問題に対する関心の高さが伺えました。（2面に改正内容を掲載）

★習志野商工会議所として4つの要望を提出（要約）

習志野商工会議所では、これらの質問や要望を取りまとめて、次の4つの要望を千葉県習志野警察署長宛に5月25日付けで提出しました。現在は提出して間もないため、この要望に対する回答はいただけていませんが、いただき次第、本誌に掲載して紹介する予定です。

1. 商品搬出入時の駐車についての弾力的運用
商品の搬出入等事業用貨物車、日々の地域生活者を支える各種点検業務及び介護サービスなど、業務の公共的、社会的機能を十分勘案した弾力的な運用の要望。
2. 具体的運用基準の開示及び周知
現在、同法における具体的な

★具体的な運用基準に質問が集中

説明会では、習志野警察署交通課の担当署員から、道交法の改正概要や民間の駐車監視員の活動方法、当市における重点路線・重点地域など駐車監視員のガイドラインについての説明がありました。説明後の質疑では、駐車違

▼駐車違反取締りの運用基準に質問が集中



会員の皆様の交流の場

議員・会員交流会を開催します

会員事業所と会頭・役員、議員との交流を深めることを目的として、第38回通常議員総会終了後に、「議員・会員交流会」を開催します。会員であればどなたでもご参加いただけます。皆さまお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

日時 6月27日(火) 17時45分～19時00分
場所 習志野商工会議所会議室4階
対象 習志野商工会議所会員事業所
参加費 3,000円(税込み)
申込み 同封のチラシに必要事項をご記入の上、6月20日(火)までに FAXにてお申込ください。 FAX: (452) 6744
問合せ 習志野商工会議所経営室 TEL: (452) 6700

広告募集中!

7月号は習志野市内全域に配布 市内全域にお店をPRしませんか?

「商工習志野7月号」は、市内全域への新聞折込みを行います（7月10日付の各新聞に折込予定、約56,000部発行）。

そこで、一般市民の方にも広くお店をPRしていただくこと、紙面上へのPR広告を募集します。スペースに限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

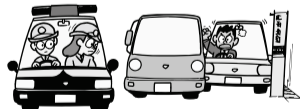
◆発行日 平成18年7月10日朝刊の各新聞折込み
(多少前後する可能性があります)
(市外の方は通常通り郵送させていただきます)
発行部数 約56,000部
広告スペース 縦11.5cm×横11cm
募集コマ数 6コマ・料金 5万円

申込 習志野商工会議所 経営室 原田
問合せ TEL: (452) 6700

運用基準が明確に示されていないので、地域生活者及び事業生活者の不安を解消するための、取締法の具体的な運用基準開示の要望。

3. 制度の周知徹底及び段階的導入
同法の導入が混乱無く、円滑に推進されるよう段階的導入の要望。

4. 商店街区における高齢者及び身障者の駐車についての基準緩和
高齢者・身障者の方々の生活への影響を最低限に抑えていたたくべく緩やかな対応の要望。



クールビズ運動実施中

環境に配慮した省エネ・節電の普及・啓発

習志野商工会議所では、温室効果ガス削減等の環境問題に積極的に取り組んでいます。各事業所の皆さまにおかれましても、環境に配慮した省エネ・節電の普及・啓発にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、6月1日～9月23日の期間、事務局ではクールビズ運動（ノーネクタイ）を実施しておりますので、皆さまのご理解をいただくとともに、商工会議所の会議・事業にご参加いただく場合については、ノーネクタイ。ノー上着にてご参加いただきますようお願い申し上げます。

「商工習志野」は再生紙を使用しています。この会報は、当所ホームページでもご覧いただけます。

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

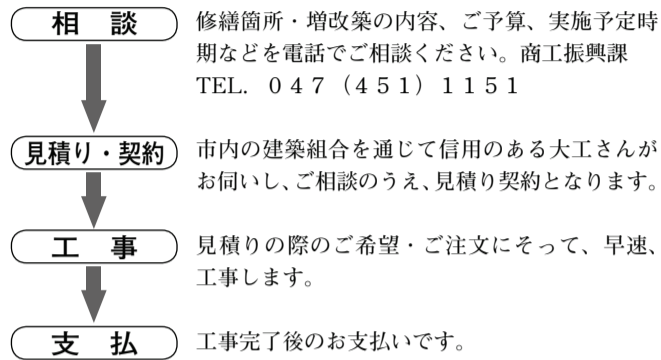


住宅修繕斡旋制度

家屋等の修繕でお困りでしたら
ご相談ください

修繕・改装・増改築・付帯設備や室内のバリアフリー修繕など何でも対応します。

市民の方で家屋の修繕、改装、増改築、付帯設備や室内のバリアフリー修繕、耐震診断など希望がありましたら、習志野市役所商工振興課までご連絡ください。市内の建築組合を通じて、ご要望にお応えできる事業所をご紹介します。



見積り・契約・工事は、習志野市住宅相談連絡会加盟の4つの建築組合(千葉土建一般労働組合習志野支部、習志野建築センター、習志野建築組合、習志野商工会議所建設業部会)から推薦された建築士、建設関係技能士などの資格を持った大工さんが「工事施工者」として一貫して行います。

このサービスは習志野商工会議所の会員で、住宅修繕斡旋制度にご登録している方に工事を受注する資格がございます。入会・登録を希望する方は下記までご連絡ください。
習志野商工会議所経営室 担当:原田 047(452)6700

改正道路交通法

違法駐車取締り方法が
変わります 6月1日から施行

変更点その1
車両の所有者など(※)を対象とした放置違反金の制度導入。
放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられません。さらに放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命ぜられます。
※法律上は、車両を所有する権限を有し、車両の運行を支配、管理する「車両の使用者」が命令の対象となります。

変更点その2
民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行う。民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取り

一面でも取り上げましたが、道路交通法の改正により6月1日から「放置駐車取締り民間委託制度」が導入され、緑色の制服を着用した民間の駐車監視員が、適用された地区を中心に悪質な放置駐車をしている車両を連日取り締まっています。皆様が業務や日々の生活に支障をきたすことのないよう、実際に警察庁・都道府県警察が現時点で発表している主な変更点についてご説明します。(警察庁・都道府県警察のチラシを抜粋しました。詳しくは警視庁ホームページを参照してください。 <http://www.npa.go.jp>)

変更点その3
悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まりを行う。
1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が行われれば、交通の大きな妨げとなるほか、事故の原因にもなります。そこで、放置駐車違反の車両については、駐車違反の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。

変更点その4
放置違反金が未納の場合、車検が受けられない。放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

冊子差し上げます

1. 「相続・贈与の税金」
内容：絵と図表を使って相続や贈与に関する税務のポイントを30項目に整理して紹介
①財産を相続すると… ②贈与を受けると… ③財産の評価は…
2. 「定年前後の手続きガイド」
内容：これから定年を迎える、あるいは迎えた方々がやらなければならないことは数多くにわたり、厚生年金の受給から雇用保険・税金手続きなど、これらを知っているか知らないかで、定年後の生活に大きな違いが出てくるのが現実です。「いつ、どこで、なにを」しなければならないかを簡単にわかりやすく解説
※数に限りがありますのでおはやめに

問合せ・申込み

習志野商工会議所
中小企業支援室
TEL:(452)6700

商工習志野よりも早い
会議所ヘッドライン(メールマガジン)
配信はじめました

どなたでも登録可能で便利な無料会議所情報

習志野商工会議所では、会員及び地域の皆様がいち早く最新の情報をお届けするために、メールマガジンの発行を開始しました。ぜひご登録ください。

★経営に役立つホットな
情報が満載

マルケイ(無担保・無保証・低金利)・県・市融資制度などの経営支援情報や、ビジネスチャンスに関する情報のほか、国・県や日本商工会議所などの施策情報。そのほかにも経営に役立つホットな情報が盛りだくさんです。

★登録・配信は無料

登録はとても簡単です。右上の習志野商工会議所ホームページ「会議所ヘッドライン」欄からお申し込ください。

★毎月1回配信で最新の情報(臨時は不定期)

毎月1回(上旬)配信し、国や県などの最新情報もいち早くお届けします。このほかの場合でも事業活動に有益な情報が入った場合には、いち早く臨時で配信いたします。

習志野商工会議所

TEL:047(452)6700 E-mail:key21@narashino-cci.or.jp
習志野商工会議所ホームページ:http://www.narashino-cci.or.jp/

商工会議所会議室使用料のご案内

会議室使用料(昼間利用の場合)

区分	大会議室	中会議室	研修室	特別会議室	ITルーム
会員	6,000円	2,000円	800円	5,000円	1,600円
一般	7,800円	2,600円	1,000円	6,500円	2,000円

備品使用料(消耗品実費)

区分	金額(1台1h)	区分	金額(1台1h)
パソコン	100円	放送設備	1,000円
マルチメディアプロジェクター	1,000円	ホワイトボード	1,000円

問合せ
習志野商工会議所経営室
☎(452)6700

申込方法等

使用可能時間
午前9時~午後10時
休館日
年末年始
申込方法
所定の申請書を提出
(使用の6ヵ月前から受付)

会員事業所お得意情報

※ ホテルニューオータニ幕張 ※

「千葉県民 謝恩ご宿泊プラン」-1日10室限定-

このたび、ホテルニューオータニ幕張様のご好意により、7月13日(木)まで当所会員事業所限定の特別ご宿泊料金をご用意いただきました。



ぜひこの機会にご利用ください。

期間：7月13日(木)まで

1泊 夕食・朝食付き 1名様 ¥10,000～

特別宿泊料金

お部屋タイプ	広さ(m ²)	ご利用人数	特別料金
スタンダードルーム	26 m ²	1室2名様	¥10,000 (¥12,000)
モデレートルーム	36 m ²	1室3名様	¥10,000 (¥12,000)
スーペリアルーム	40 m ²	1室2名様	¥12,000 (¥14,000)

※上記料金は、1泊・夕食・朝食・税金・サービス料金共の1名様料金です。

※金曜、土曜日は()内料金となります。

※イタリアン、中国料理、テーブル鉄板焼、ダイニング&バー

各レストランより、いずれも専用メニューをご用意いたします。

※チェックイン当日に本紙をご持参の上、フロントにご提示くださいますようお願いいたします。

予約・問合せ

043(297)6666 (客室予約直通)

「日本版401k」=「確定拠出年金」

～低金利時代の「税制適格退職年金」の問題点～

特集その2

経営者の皆様へ
ご存知ですか？退職金・年金制度が大きく変わっています。

「適格退職年金制度の廃止」
これまで多くの中小企業に退職金の資金積立として利用されていた適格退職年金制度(以下、「適年」)が新しい法律(確定給付企業年金法)の成立に伴い廃止となること(確定)が決定されています。現時点でも全国で5万件ほど契約がありますので、突然廃止と言われてもすぐには無理な事情もあり、猶予期間が設けられており2012年3月までに新しい制度に移行していく必要があります。

「2012年まで様子見？」
猶予期間がある中で当分は様子を見よう、と考えていらっしゃる方はいませんか？
これはあまりお勧めできません。なぜなら、様子を見ている間に、低金利が続けば積立不足が拡大してしまいうからです。積立不足とは、予定した通りに年金資産の運用が回らなかったため、実際の年金資産が給付に必要な金額を下回ってしまう状態のことです。積立不足は適年の幹事会社が補填してくれる訳ではなく、企業が追加負担しなければならぬという事です。

「積立不足がどの位なのか、それは企業としてカバー」
ですから、まずは適年の資産状況をチェックして、

できる水準なのかどうか、ということを確認した上で、「早く見直しの着手が必要」なのか、経営者自身が判断をしておこなう必要があります。

「退職給付引当金も廃止に！」
これは既に実施済みですので、ご存知の通りですが、2002年4月から退職給付引当金が廃止になっています。それまでに企業が引当金として計上していたものは、資本金1億円以下の企業であれば10年間で均等に取崩して益金計上してはなりません。

つまり、せっかく退職金の原資として計上していた引当金が、場合によっては法人税で半分近く消費してしまっている可能性もあります。

このように、退職金を取り巻く環境は大きく変化しています。ご存知の通り公的年金制度も2004年に大きな改正が行われました。

個人のレベルでもますます退職後の資金確保が重要な問題となってくる中、早急な既存制度の見直しが必要とされているのです。詳しいことは詳しいことは左記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
「確定拠出年金ってなに？」
◇401k直通ダイヤル◇0120(401)561
◇関連ホームページ◇http://www.witplan.co.jp

「習志野きらっと2006」サブステージ

事業PRコーナー参加者募集

会員事業所の皆さまに販促活動の場を提供することを目的として「習志野きらっと2006」のサブステージ上でイベントが行われていない空き時間を利用し、会員事業所の企業PRコーナーを設置します。ぜひご活用ください。

日時=平成18年7月30日(日) 午後4時30分～午後6時

場所=サブステージ上(地図参照)

募集事業所数=3事業所(先着順)

参加資格=習志野商工会議所会員

参加料=無料

ステージについて=横:7.2メートル 奥行き:5.4メートル

時間(予定)=16:30～ 会員企業第1社目→17:00～

会員企業第2社目→17:20～

会員企業第3社目→17:40～

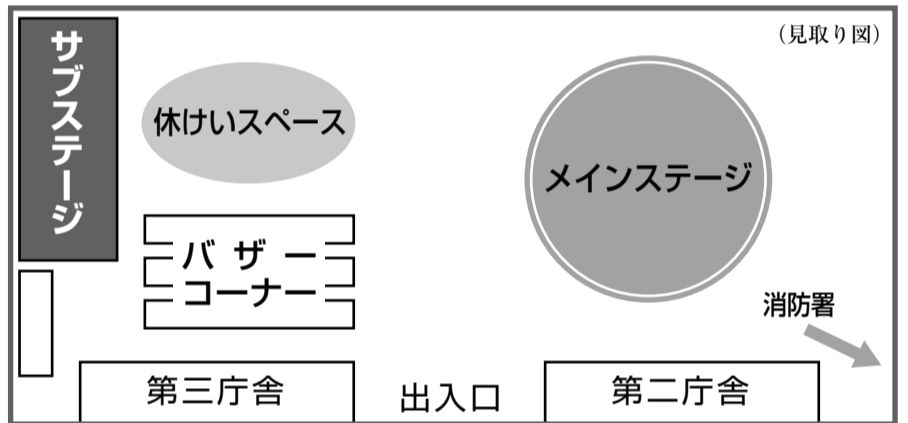
留意事項・免責事項・禁止事項

1. PRに係わる設営・撤去は各自で与えられた時間内に行うものとします。
2. 販売行為及び火気の使用は禁止します。
3. 事故や苦情等は参加者の自己責任とし、当所及び市民まつり実行委員会は一切責任を負いません。

備品=・マイク1本・電源1箇所(延長コードが必要な場合は参加者自身でご用意ください)

※この他の備品は各自でご用意ください

その他=当日は進行を行う司会者を依頼する予定です。



津田沼駅通路の広告板利用者募集中

会員限定 安価で大きな広告の力
事業・商品のPRにご利用ください

毎日多くの来街者が行き来するJR津田沼駅構内のコンコースに習志野商工会議所が所有する掲示板があります。この掲示板を左記のとおり、貸し出しています。事業や商品等のPRにぜひご利用ください。

【基準】
1. 習志野商工会議所の会員であること。
2. 基準期間は1週間とする。
3. (公共関連は別に定める) (予約・申込方法)
4. ポスター・チラシ等の内容(宗教以外)
5. ポスター・チラシのサイズはA2版までとする。(横50cm×縦60cm)
6. 貼る・剥がしは各自が行い(問合せ)
7. 期間を厳守する。(期間を守らない場合は次回から許可しません)
8. 掲示等全てに会議所へ委託

harada@narashino-color.jp

意外と役立つ会員限定・無料サービス

出前3兄弟スタート

(経営・帳簿・金融相談)



★出前経営診断

プロの経営コンサルタント(中小企業診断士)が直接あなたの会社にお伺いし、経営上の困りごとや、お悩みを一緒に解決いたします。「売上げが低迷して困った」とか「新規のお客さんが増えなくて困った」、「どうやって経営計画を立てていいのかわからない」などのお悩みを抱えている方は、この機会にぜひご相談ください。

★出前帳簿点検

「帳簿をつけたいがどうやっていいかわからない」、「日常業務に追われ、商工会議所まで足を運ぶ余裕がない」といった、会員事業所の方々のニーズにお応えします。電話1本で当所の税務担当職員が直接お伺いし、税務全般に関する相談に応じます。

★出前金融相談

「商品仕入れ資金、買掛金・手形決済資金などの運転資金を借りたいが、担保も保証人も要らない融資はないか」とか「車両購入資金・店舗改装資金などの設備資金を借りたいが、どんな制度融資があるか」などのご相談がございましたら、電話1本で当所融資担当職員が直接お伺いします。「出前経営診断」と併せてご利用すると非常に効果的です。

出前相談対象事業所：習志野商工会議所会員事業所
相談費用：会員は無料

申込・問合せ：習志野商工会議所中小企業支援室 野手・齊藤

TEL. 047(452)6700

中小企業振興強化月間

習志野商工会議所では、「がんばる経営応援します!」をキャッチフレーズに、昨年11月に引き続き、会員事業所の経営をサポートするため「中小企業振興月間」を設け、経営に役立つセミナーをはじめ各種相談会を開催しています。ぜひ、この機会にご利用ください。

「悩み解決!!出張経営なんでも相談会」

日時 6月15日(木)~30日(金)

場所 各会員事業所

内容 お悩みをお抱えの事業所へ専門家がお伺いし、お悩みを解決します。

相談員 中小企業診断士

定員 延べ10社限定

受講料 会員 無料・一般3万円



「市場開拓セミナー」

日時 6月23日(金)午後2時~4時

場所 習志野商工会議所

テーマ 「団塊シニア市場はどう動く」

~団塊世代の大量退職を巡る2007年問題を考える~

講師 ちばぎん総合研究所 平田 直氏

定員 40名

受講料 会員 無料

※同封のチラシもしくは当所のホームページより申請書をダウンロードしていただき、FAXか郵便にてお申し込みください。

支援室コーナー

No.57

相談無料(秘密厳守)
中小企業支援室まで
☎(452)6700

習志野商工会議所 中小企業支援室

〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14

HPアドレス: <http://www.narashino-cci.or.jp>

メールアドレス: key21@narashino-cci.or.jp

TEL: 047(452)6700 FAX: 047(452)6744

無担保・無保証人のマル経融資

マル経融資とは、習志野商工会議所の経営指導を一定期間受けている市内の中小企業者の方に対して、会頭の推薦により無担保・無保証人で国民生活金融公庫から融資されるものです。すでに多くの方がご利用しています。

◆融資限度額 550万円
別枠450万円(最高1000万円まで)

◆利率 2.2%(6月5日現在)

◆返済期間 運転資金5年 設備資金7年

◆商品仕入・従業員の給与・ボーナス・買掛金の支払い など

◆設備資金 店舗・工場の増築・機械の導入・車両・備品の購入 など

★ご利用できる方

① 習志野市内で1年以上事業を営んでいる方

② 商業・サービス業の方は常時雇用者5人以下、製造業の方は20人以下

③ 6カ月以上商工会議所の経営指導を受けている方

④ 納付すべき税金を完納している方
※生活衛生関連の事業を営む方は、運転資金のみとなります

「1日金融公庫」のご案内

~夏場に向けての事業資金の準備はお済みですか?~

当所では、会員の皆様の中元資金需要にお応えするため、国民生活金融公庫船橋支店との共催により、融資相談会を開催いたします。

今回は、お忙しい方々の利便を図るため、相談会場を当会館としました(わざわざ公庫まで行く必要はございません)ので、この機会にぜひご相談ください。

日時 6月23日(金) 午前10時~午後3時

場所 習志野商工会議所 3階研修室

主な内容 国民生活金融公庫融資担当による個別相談(予約制)

貸付制度	ご融資額	ご返済期間	利率(固定)
国の事業ローン(普通貸付)	4,800万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内	年2.5%
経営改善貸付(無担保・無保証人)	550万円以内 別枠450万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内	年2.2%
国の教育ローン	200万円以内 (生徒1名につき)	10年以内?	年2.45%

◆まずはお電話でご予約を! 電話:(452)6700

産学官連携プラットフォーム事業コーナー

日ごろ悩んでいる問題や新たな製品や技術開発について、習志野市内大学(千葉工業大学、日本大学生産工学部、東邦大学)の先生方に相談してみませんか?..

相談費用は一定期間原則として無料です。
(1社約8時間/初期段階まで)

地域及び産業の活性化に向けて、習志野市の潜在的な可能性を最大限に活用できる環境を整えるために、産学官の人的連携を機軸としたネットワークによる具体的な地域協働型活動拠点(プラットフォーム)を創設しました。
その事業の一環として、市内企業での新たな製品の開発や技術開発等にあたり、市内大学関係者のアドバイス等を要する場合に、当所を介して先生を紹介いたします。

★企業が直接企業を訪問するか、大学にて具体的に指導します。

★企業の秘密は厳守します。

●習志野商工会議所
中小企業支援室 齊藤
FAX (452)6744
TEL (452)6700
メール: soitou@narashino-cci.or.jp

時代の風を読む

近年、多くの自治体で、観光が地域に与える経済的効果について、大きな関心が払われるようになった。

こうした中、21世紀社会にふさわしい観光の概念として、わが国でも「都市観光」が注目を集めている。現代文明論に詳しい木村尚三郎東京大学名誉教授は、都市観光を「知恵が求められる時代の『自分のためになる』観光」と呼んでいる。従来の物見遊山の

「注目集める」都市観光

「活力あるバリアフリーのまちづくりを」

た「都市観光を創る会」が会員に都市観光のイメージを聞いたところ、「近代性・先端性・洗練」「人・モノ・情報の交流の舞台」「新旧相まった多様な魅力」「混沌・活力」「人・生活のにおい」といった抽象的なイメージが挙げられた。もはや、地域の中に名所旧跡、食材、自然など、観光資源が単に

なものだけでなく、旅が知的欲求を満たし自己実現を可能にするもの、つまり芸術文化の鑑賞、買い物や飲食、都市の歴史を学び、新たな暮らしを創造するといった多様な体験へと変容している。筆者がかつて所属してい

都市は数少ない。世界観光機関の予測では、2010年の国際観光到着者数は現在の2倍の10億人となり、交流人口の増加が見込まれている。中でも東アジア・太平洋地域での増加が著しく、アジアからの旅行者は日本の都市社会の質に魅力を感じている。

2005年に日本を訪れた外国人は、前年を1割上回る約673万人に達し、過去最高を記録したが、実は観光客として訪れたのはそのうち437万人でしかない。日本からの出国者は約1740万人のぼり、海外に出ていく数と、日本に入ってくる数には依然として格差がある。

海外からの観光客など潜在的マーケットを生かすには、解決すべき課題が山積しているのではないだろうか。具体



東洋大学経済学部 教授 白石真澄

的には国ごとにとどのよう観光を望んでいるかを探るマーケティングに加え、各地域が都市の魅力を活かすためにダイレクトに情報発信する都市セールスの強化、ホスピタリティに満ち溢れ、誰もが観光を楽しむバリアフリーの都市づくりなど、枚挙にいとまはない。

Information

★裁判所調停委員による「無料調停相談」

6月17日(土)10時～3時30分船橋フェイスビル5階で、千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所の調停委員(弁護士を含む)が民事紛争や家事紛争の全般について無料で相談に応じます。(受付順・予約なし)

※現在、裁判所に訴訟または調停として係属中の事件や、電話による相談はできません。

〒千葉地方裁判所、千葉家庭裁判所 事務局総務課庶務係

TEL: 043(222)0165 (内線) 3423または5531

★平成18年度前期ビジネス・キャリア試験

専門技術職・管理職・事務職・販売職などにおける労務・財務・マーケティングなどの知識や能力の習得度を評価する試験。

○ユニット試験=132ユニット(人事、経理、営業等)

○マスター試験=人事部門、経理部門、営業マネジメント部門、生産管理オペレーション部門、情報化推進部門

試験日=平成18年9月30日(土)、10月1日(日)

受付期間=7月19日(水)～8月2日(水)

受験資格=ユニット試験:認定講座受講修了者又は実務経験者

マスター試験:特になし

受験手数料=ユニット試験:2,000円/1ユニット

マスター試験:5,000円/1部門

〒千葉県職業能力開発協会 訓練振興課

TEL: 043(296)1150 URL: http://www.chivada.or.jp

DM発送代行サービス



1枚約10円で送れる安い
ダイレクトメール

商品PR・経費節減などあなたお店の販路開拓を安価でお手伝い

習志野商工会議所では、貴社のDM(チラシ)を安価でお送りするサービスを行っています。本サービスは、習志野商工会議所会員を対象に毎月10日に発送している機関紙「商工習志野(約2000事業所に発送)」に、チラシを折り込んで発送するサービスです。ぜひご利用ください。

発送日:平成18年9月11日(予定)

発送先:習志野商工会議所全会員(約2,000事業所)

発送方法:商工習志野(本紙)への折込

発送物の形式:A4判用紙の片面、インクは黒一色(印刷は当所にて行いますので用紙の色は指定できません)

ご利用料金:1回につき1社あたり25,000円(発送後にご請求いたします)

申込資格・免責事項:基本的に会員限定となります。その他につきましては同封のチラシをご覧ください。

お申込み:1.同封のチラシに必要事項をご記入いただき、FAXか郵送にてお申し込みください。追って掲載の可否を連絡いたします。(1ヶ月6社まで・先着順)

2.その後、発送希望の現物及びデータ(片面A4)を当所宛に郵送またはE-mailにてお送りください。入稿期限は配送月前月の第4金曜日です。(休日の場合はその前日)

お問合せ

習志野商工会議所
経営室 原田まで

メール: key21@narashino-cci.or.jp

TEL: 047(452)6700

FAX: 047(452)6744

商工会議所
会員限定
サービス

20日(火)	18日(日)	15日(木)	13日(火)	11日(日)	9日(金)	7日(水)	4日(日)	2日(金)
ITセミナー (10時～ITルーム)	カラーコーディネーター検定試験 (10時～当所検定試験会場)	青年部定例会 (10時～ITルーム)	ITセミナー (10時～ITルーム)	工業部役員会 (12時30分～特別会議室)	1日金融公庫 (10時～研修室)	ITセミナー (10時～ITルーム)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)
29日(木)	27日(火)	23日(金)	22日(木)	20日(火)	19日(月)	17日(土)	16日(金)	14日(水)
ITセミナー (10時～ITルーム)	ITセミナー (10時～ITルーム)	第39通常議員総会 (16時～大会議室)	ITセミナー (10時～ITルーム)	田中副会長	2級・13時30分 (3級・10時)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)
30日(日)	20日(木)	9日(日)	7日(金)	4日(日)	2日(金)	30日(日)	29日(土)	28日(金)
さらっと習志野2006 (10時～市役所グラウンド)	研修会 (16時30分～東洋エ ンジニアリング(株))	2級・13時30分 (3級・10時)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)	源泉税納付相談会 (10時～特別会議室)

会議・事業予定
6月～7月

7月

(事業所名)	(氏名)
(住所)	(電話)
(「商工習志野」の感想・習志野商工会議所への意見)	

◎「あの店この工場」で当所会員企業を紹介しています。

掲載を希望する方は、当所経営室原田 ☎(452)6700までご連絡ください。

Doyo-net (代表 醍醐伸明) 様のご提供により「大庭照子コンサート in Chiba」の招待券(昼夜共通・自由席)をペアで10組20名様(先着順)にプレゼントいたします。皆様奮ってご応募ください。
 応募資格=習志野商工会議所会員事業所であること
 申込方法=左上の応募用紙をご記入の上までFAXにてお申し込みください。

習志野商工会議所 FAX: (452)6744

大庭照子コンサート in Chiba

2006年6月30日(金)



会場: 千葉市文化センターアートホール
 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ビル2号館3階
 主催: 財団法人 千葉市文化振興財団
 大庭照子コンサート実行委員会
 固: 千葉市文化センター Tel: 043 (224) 8211
 日本国際童謡館 Tel: 0120 (083) 754

- 昼の部** 阿蘇からの風 大庭照子 童謡の世界
 開場: 午後1時半 開演: 午後2時
 出演: 大庭照子
- 夜の部** カンツォーネ、シャンソン&イスラエルソングのタペ
 開場: 午後6時半 開演: 午後7時
 出演: 大庭照子 江草啓介 (pf) 和田弘志 (b)

(有)エス・ケイ・トラベル



住所: 佐倉市西志津2-15-36
 TEL: 043 (312) 2500
 FAX: 043 (312) 2501
 URL: <http://www1.odn.ne.jp/sk-travel/>
 メール: sk-travel@hkg.odn.ne.jp
 代表者名: 神田 三郎
 営業時間: 10:00 ~ 18:00

【概要】一般海外、国内旅行を取り扱う旅行会社。平成9年に開業して以来、特に中国・ネパールのトレッキングの手配を得意とする。JALグループJTV 特約店、JATATIDS 会員。

【特色】主な事業概要に中国国内とネパールの旅の手配があり、主に中国においては北京の市内観光、各都市の市内観光。シルクロードを自転車又は自動車で行き、自然に生息するパンダの観測、パオの体験ツアー、黄河源流を訪ねる旅、エベレストベースキャンプへのトレッキング、その他のコーストレッキング。チベットの秘境カイラスの旅の手配等。

ネパールにおいては、アンナプルナ、エベレストベースキャンプ、ランタンへのトレッキングの手配等や、仏跡、パタンなど古い町の見学等を行っています。

また、そのほかにも団体旅行、視察旅行、一般旅行の手配も行っており、海外旅行にはご希望により日本人の添乗員同行が可能とのこと。

ぜひ、ご旅行等の際には(有)エス・ケイ・トラベルをご利用ください。

※サービス内容等については(有)エス・ケイ・トラベルに直接お問合せください。



会員紹介 No.202

あの店 この工場

藤美装



住所: 本大久保2-5-11-507
 TEL・FAX: 047 (474) 6424
 携帯電話: 090 (8315) 6609
 メール: ① fjin@ezweb.ne.jp ② fujibisou@u01.gate01.com
 代表者名: 藤代 仁
 定休日: 日祝日

※電話受付は随時行っています。携帯電話にお問合せください。

【概要】10年以上もの間、住宅等の塗装やリフォームを手がけ、地元習志野市に開業をしたいとの願いから独立。習志野市及び近隣の地域を中心に、地元の職人のネットワークを活かした「間違いのない工事」を手がける。

【特色】地元の人間が施工するから「間違いのない工事」。地元の職人とのネットワークを活かして、営業マンが間に入らずに職人が直接お客様と接することで、お客様の希望を最大限に活かした、安価なリフォームを実現する同社。

また同社はNPO法人 日本自然素材研究開発協議会の認定を受け、「液状活性炭炭防蟻防腐施工認定技能士」として、木炭の優れた力を利用して、室内の三大汚染物質といわれるダニ・カビ、化学物質、電磁波を除去するとともに、マイナスイオンを発生させることによってリラックス効果が得られるとして大変注目を集める、高機能木炭「ヘルスコート」の販売・施工も行っています。

地元で安心、確かな技術とネットワーク。健康を害するさまざまな住まいの問題を抱えている方や、リフォームをご希望の方はぜひご連絡ください。(見積り無料)

※商品やサービス内容については藤美装に直接お問合せください。



洋室・壁/塗布後 洋室/完成 通気性クロス仕上げ

(株)吉田視聴覚文化センター



住所: 船橋市習志野台1-31-8-301
 TEL・FAX: 047 (469) 7442
 ※不在の場合にはEメール及び留守番電話に用件をお伝えください。
 メール: nao3726@nifty.com
 代表者名: 吉田 直木
 営業時間: 6:00 ~ 22:00
 (連絡受付時間: 18:00 ~ 22:00)

【概要】美術大学時代からグラフィック・映像製作活動を行ない、その後広告代理店において企業プロモーションビデオや商用アニメーションの企画・製作等を行っていた経験を活かし、平成6年に同社を設立。設立後は、いくつかのプロダクションと提携してさまざまなジャンルの映像・グラフィックの製作を行っている。

【特色】会社案内・ホームページ・パンフレットなどの事業用だけでなく、結婚式やその他家族の祝い事など、さまざまな写真の撮影・復元・加工を中心に事業を行う同社。

近年では、インターネット環境の普及とともに、ホームページに掲載するための商品写真の撮影や画像処理を多く手がけているとのこと。

また、この画像処理技術を活かし、東京工学院専門学校にて専用のソフト「Adobe PhotoShop」を活用して講師を行っており、キャラクターデザインやデッサンの基本を教えるだけでなく、要望があればパソコン教室などで講師も行っていただけるそう。

写真だけでなく、ビデオの撮影・編集も行っています。個人のお客様には予算のご相談に応じてくれます。「個人で行うフットワークの良さ」をぜひご確認ください。

※サービス内容等については(株)吉田視聴覚文化センターに直接お問合せください。



なやみごと・相談受付、お気軽にご相談下さい 顧問弁護士 渡辺 惇先生 ☎(472)0911